

葛飾区緑と花のまちづくり推進事業実施要綱

平成23年5月11日
23葛環環第119号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）内において地域緑化活動を行う団体に対して、緑化材料を補助することにより、身近な地域の緑の創出を図るとともに、街並みの景観及び美観を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用地 国又は地方公共団体が有する敷地（葛飾区立公園及び児童遊園を除く。）のうち、現に緑化活動が許可され、又は許可されることが確実な用地をいう。
- (2) 民間空地A 地域住民がその敷地内で所有し、若しくは管理する土地又は地域住民に利用公開されている広場等であって、現に地域住民に開放され、又は開放されることが確実な空地をいう。
- (3) 民間空地B 地域住民がその敷地内で所有し、若しくは管理する土地又は地域住民に公開されている広場等の空地（民間空地Aを除く。）をいう。
- (4) 緑化対象地 公開性の高い公共用地、民間空地A及び民間空地B（戸建住宅専用の敷地を除く。）で、現に植栽することが可能な場所をいう。
- (5) 地域緑化活動 区内の緑化対象地での植栽、灌水、除草、清掃、病虫害防除等の活動を行うことをいう。
- (6) 緑化材料 花の種、花の球根、花苗、地被植物等をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱による補助（以下「補助」という。）の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、区内に在住、在勤又は在学する者（以下「区内在住者等」という。）で構成された団体とする。ただし、次の各号に掲げる団体を除くものとする。

- (1) 建築物等の建築、販売等を行う事業者
- (2) 営利目的で緑化活動を行う団体
- (3) 1会計年度において既に補助の決定を受けている団体
- (4) その他区長が適当でないと認める団体

2 補助対象団体は、補助の対象となる地域緑化活動（以下「補助対象活動」という。）の緑化対象地（以下「補助対象地」という。）の面積が3平方メートルから19.99平方メートルまでとなる場合にあっては5人以上、20平方メートル以上となる場合にあっては5人に補助対象地の面積20平方メートルにつき5人を加算した人数以上の区内在住者等により構成するものとする。ただし、区長が特に認める場合には、この限りでない。

(補助対象地)

第4条 補助対象地は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が特に認める場合には、この限りでない。

- (1) 葛飾区緑の保護と育成に関する条例（昭和50年葛飾区条例第55号）及び葛飾区緑の保護と育成に関する条例施行規則（昭和50年葛飾区規則第65号）の規定により既に樹木を植栽した場所（緑化面積に算入することができる、草花を植栽した場所を含む。）でないこと。ただし、当該樹木と樹木の隙間又は伐採等により裸地になった場所であって、既存の樹木の育成に影響を与えることなく草花を植えることができる場所及び一年草の草花を植栽している場所は、この限りでない。
- (2) 他の支援制度や助成等を受けて緑化活動をしている場所でないこと。
- (3) 3平方メートル以上の面積を有すること。
- (4) 縁石等により区画され、植栽に必要な客土（可動植栽基盤（植栽柵、プランター等をいう。））に植栽する場合にあっては、100リットル以上）が確保されていること。ただし、タイマー式の自動灌水装置等により定期的な水やりが行われている場合は、この限りでない。
- (5) 日当たりが良く、上部が屋根等で覆われていないこと。

(補助緑化材料)

第5条 補助として交付する緑化材料（以下「補助緑化材料」という。）は、補助緑化材料ごとに別に定めるポイントに応じ、付与ポイントの範囲内で交付するものとする。この場合において、ポイントの合算合計が200,000ポイントを超えるときは、200,000ポイントを限度とする。

2 前項の付与ポイントは、次の各号に定めるポイントを合算したものをいう。

(1) 補助対象地のうち低木（高さ1メートル以下の樹木をいう。以下同じ。）を新たに植栽する敷地の面積（当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた面積）に1平方メートル当たり400ポイント（補助対象地が民間空地Bの場合にあっては、1平方メートル当たり200ポイント）を乗じて得たポイント

(2) 補助対象地のうち既に植栽されている低木を維持管理する敷地の面積（当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた面積）に1平方メートル当たり10ポイント（補助対象地が民間空地Bの場合にあっては、1平方メートル当たり6ポイント）を乗じて得たポイント

(3) 補助対象地のうち前2号に掲げる敷地以外の敷地の面積（当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた面積）に1平方メートル当たり2,000ポイント（補助対象地が民間空地Bの場合にあっては、1平方メートル当たり1,000ポイント）を乗じて得たポイント

（補助緑化材料の交付申請）

第6条 補助緑化材料の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、緑化材料交付申請書（第1号様式）に、区長が別に定める書類を添えて、区長に提出するものとする。

（補助緑化材料の交付決定及び通知）

第7条 区長は、前条に規定する請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助緑化材料の交付を適当と認めるときは緑化材料交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは緑化材料交付不承認決定通知書（第3号様式）により、

当該申請団体に通知するものとする。

(補助緑化材料の請求)

第8条 前条の規定により補助緑化材料の交付の決定を受けた申請団体（以下「補助決定団体」という。）は、速やかに、緑化材料交付請求書（第4号様式）により区長に補助緑化材料の交付を請求しなければならない。

(補助緑化材料の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求があったときは、内容を精査した上で、当該補助決定団体に補助緑化材料を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定により補助緑化材料の交付を受けた補助決定団体（以下「補助交付団体」という。）は、補助対象活動の実績について、補助の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに緑化活動実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助交付団体の責務)

第11条 補助交付団体は、補助対象地の管理を継続的かつ計画的に行うとともに、補助対象活動を実施している旨を当該補助対象地内に区が貸し出す看板等により周知することに努めるものとする。

- 2 補助交付団体は、過失により区が交付した補助緑化材料を枯死させたときは、当該補助交付団体の負担により直ちに補植し、現状に復さなければならない。
- 3 補助交付団体は、補助対象活動を終了したときは、速やかに、区から貸与された周知看板を返却しなければならない。
- 4 補助交付団体は、補助緑化活動を実施するに当たり活動中に事故やケガが発生しないよう安全管理を行わなければならない。

(状況報告等)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、補助交付団体に対して、補助対象活動の実施状況について報告を求め、又は自らその状況を調査し、指導及び助言等を行うことができる。

(決定の取消し)

第13条 区長は、補助決定団体又は補助交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助緑化材料の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助緑化材料の交付の決定を受けたとき。
- (2) 区が交付した補助緑化材料を私的に利用する等、補助対象活動以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象地の管理が行き届かず、著しく美観を損なっているとき。
- (4) 補助対象活動により対象地周辺に迷惑や損害を及ぼしているとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他区長が特に必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、緑化材料交付決定取消兼返還通知書（第6号様式）により当該補助決定団体又は補助交付団体に通知する。

3 区長は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付の決定をしている補助緑化材料に相当する費用について、その全部又は一部を返還させることができる。

4 区長は、前項の規定により補助緑化材料に相当する費用の全部又は一部を返還させるときは、緑化材料支給決定取消兼返還通知書により当該補助決定団体又は補助交付団体に対して通知し、期限を定めて当該費用の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日前に補助を受けた補助対象団体の構成の人数は、第3条第2項

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度以前に係る緑化材料の交付については、なお従前の例による。